平成22年度老人保健特別会計決算の概要

市民課保険料班 0479-73-0086

老人保健制度は、後期高齢者医療保険制度発足により平成20年3月で終了となりました。 平成22年度の老人保健特別会計は、過年度分の診療報酬の請求漏れや算定誤り、またレセプトの 点検で誤謬等があった場合に支払うための予算計上となっています。 なお、本特別会計は平成22年度で終了となります。

1 平成22年度老人保健特別会計決算収支の状況

平成22年度の老人保健特別会計決算は、歳入が繰越金等で2,313万7千円、歳出は精算に係る諸支出金等で118万円。この結果、実質収支は、2,195万7千円となりました。

また、歳入歳出差引残高2,195万7千円は一般会計に組み入れし、特別会計を終了します。

(単位千円)

区分	22年度	21年度	比較	増減率
	1	2	3=1-2	3/2
歳入総額 A	23,137	24,529	△ 1,392	△ 5.7%
歳出総額 B	1,180	1,432	△ 252	△ 17.6%
歳入歳出差引 C=A-B	21,957	23,097	△ 1,140	△ 4.9%
翌年度に繰り越すべき財源 D	0	0	0	
実質収支 E=C-D	21,957	23,097	△ 1,140	△ 4.9%

2 歳入決算

(単位千円)

				\ - - 1 3/
区 分	22年度	21年度	比較	増減率
	1	2	3=1-2	3/2
支払基金交付金	0	3,344	△ 3,344	△ 100.0%
国庫支出金	_	6,191	△ 6,191	皆減
県支出金	_	1,224	△ 1,224	皆減
繰越金	23,097	11,845	11,252	95.0%
諸収入	40	1,925	△ 1,885	△ 97.9%
計	23,137	24,529	△ 1,392	△ 5.7%

3 歳出決算

(単位千円)

				\ - - 1 3/
区分	22年度	21年度	比較	増減率
	1	2	3=1-2	3/2
医療諸費	0	1,394	△ 1,394	△ 100.0%
諸支出金(国県支出金等精算返納金)	1,180	38	1,142	3005.3%
計	1,180	1,432	△ 252	△ 17.6%

医療機関における診療報酬の請求に係る消滅時効の期間は平成23年3月までの3年間となっており、平成23年度予算からは、予算化の必要は無いのですが、「消滅時効の中断」が生じている場合もあり、平成23年度も一般会計で予算化しています。